

平成 28 年 3 月 2 日

水道における微生物問題検討会運営要領

1. 趣旨・目的

平成 15 年 4 月の厚生科学審議会答申において、水道水質基準については、最新の科学的知見に従い常に見直しが行われるべきであり、関連分野の専門家からなる水質基準の見直しのための常設の専門家会議を設置することが有益である旨提言された。この提言を受け、厚生労働省では、水質基準の改正等について検討を行う「水質基準逐次改正検討会」とその分科会として微生物分野の事項を扱う標記検討会を設置している。

水道水の安全確保に関する最大の脅威は病原生物の混入であり、また、近年ではクリプトスポリジウム等耐塩素性病原生物のほか、ウイルス感染症の問題が大きくとりあげられているため、標記検討会を運営し、これらの検討を進めていく。さらに、微生物に係る水質事故があった場合の対応についても標記検討会より科学的側面からの助言を得るものとする。

2. 検討事項等

本検討会においては、水質基準逐次改正検討会の微生物分科会として、微生物に係る次の事項について検討を行うこととする。

- ・水質基準の逐次改正に関すること。
- ・WHO 飲料水水質ガイドラインのフォローアップに関すること。
- ・その他水道水質管理に関すること。

上記に掲げる検討のほか、厚生労働省の要請に応じ、微生物に係る水質汚染事故が発生した場合における行政対応のための科学的側面からの支援を行うこととする。

3. 検討会構成員

- (1) 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長が委嘱し、委嘱期間は平成 28 年 3 月末日までとする。
- (2) 座長は平成 27 年度第 1 回検討会において委員中から選出する。
- (3) 委嘱期間内に委員の変更が必要となった場合は、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長が他の者に委嘱する。

4. その他

- (1) 検討会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課が行う。
- (2) 検討会の招集は、座長と協議の上、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長が行う。
- (3) 検討会の公開の取扱いについては、検討会において決定する。
- (4) その他検討会の運営に関して必要な事項は、座長と協議の上、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長が定める。
- (5) 検討に当たっては、「水質基準逐次改正検討会」と十分連携するものとする。